

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業のご案内

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験合格のための講座を受け、(1)受講を開始した際、(2)修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、(3)高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給いたします。

○この給付を受けることができる方

国分寺市にお住いのひとり親家庭の親で 20 歳未満のお子さんを扶養している方またはその世帯の子で、次の要件を全て満たす方

- ・ひとり親家庭の親で児童扶養手当の支給を受けている方か、同等の所得水準の方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる方
- ・過去に受講修了給付金および合格時給付金の支給を受けたことのない方

※高卒認定試験の科目免除を受けるために高等学校に在籍し単位修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外。

※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象外。

○支給額(令和 5 年度より、受講方法や金額に変更があります)

	受講開始時給付金	受講修了時給付金	合格時給付金
・通信	① 40%相当 上限 10 万円	② 50%相当 ①+②上限 12 万 5 千円	③ 10%相当 ①+②+③上限 15 万円
・通学 ・通学 及び通信	①a 40%相当 上限 20 万円	①b 50%相当 ①a+①b 上限 25 万円	①c 10%相当 ①a+①b+①c 上限 30 万円
	※4 千円未満対象外	※4 千円未満対象外	



○必要書類

(◎は相談時・申請時にお渡しいたします)

	指定申請時	受講開始時	受講修了時	合格時
対象講座の指定申請書(1号)	◎			
受講講座・受講費用のわかるもの	○			
給付金支給申請書(3号)		◎	◎	◎
戸籍謄本または抄本(親および子)	○	○	○	○
世帯全員の住民票の写し	○	○	○	○
児童扶養手当証書の写し または 所得証明書および16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書等	○	○	○	○
受講対象講座指定通知書の写し		○	○	○
受講修了証明書			○	
領収書(受講施設長発行のもの)		○	○	
その他市長が必要と認める書類	○	○	○	○
文科省発行の合格証書の写し				○
児童申請時・親権者の同意書	△	△	△	△

○支給申請

(1)受講開始時給付金

受講開始日から30日以内に申請。

(2)受講修了時給付金

受講修了日から30日以内に申請。

(3)合格時給付金

受講修了日から起算し2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合、合格証書記載日から40日以内に申請。



○審査

- ・支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。

○注意事項

- ・事前相談が必要です。
- ・受講開始日前にあらかじめ対象講座の指定を受ける必要があります。

お問い合わせ先
 国分寺市役所福祉部生活福祉課
 母子・父子自立支援員
 042-325-0111(内 533)

令和5年11月10日改正